

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年2月17日

【発行者名】 UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
（UBS Fund Management（Luxembourg）S.A.）

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード
バルバラ・チェンバレン（Barbara Chamberlain）
メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード
アンドレア・パパゾーニ（Andrea Papazzoni）

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、
J.F.ケネディ通り33A番
（33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド
（UBS（Lux）Money Market Fund）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド
- オーストラリア・ドル・サステナブル
クラスP - a c c 受益証券 30億オーストラリア・ドル
（約2,423億円）
- スイス・フラン・サステナブル
クラスP - a c c 受益証券 19億スイス・フラン（約2,356億円）
- ユーロ・サステナブル
クラスP - a c c 受益証券 18億ユーロ（約2,316億円）
- 英ポンド・サステナブル
クラスP - a c c 受益証券 15億英ポンド（約2,321億円）
- 米ドル・サステナブル
クラスP - a c c 受益証券 20億米ドル（約2,309億円）
クラス（カナダドル・ヘッジ）P - a c c 受益証券
26億カナダドル（約2,351億円）

をそれぞれ上限とします。

(注1) 2021年11月26日付で、UBS(Lux)マネー・マーケット・ファンド - オーストラリア・ドルはUBS(Lux)マネー・マーケット・ファンド - オーストラリア・ドル・サステナブルに、UBS(Lux)マネー・マーケット・ファンド - スイス・フランはUBS(Lux)マネー・マーケット・ファンド - スイス・フラン・サステナブルに、UBS(Lux)マネー・マーケット・ファンド - ユーロはUBS(Lux)マネー・マーケット・ファンド - ユーロ・サステナブルに、UBS(Lux)マネー・マーケット・ファンド - 英ポンドはUBS(Lux)マネー・マーケット・ファンド - 英ポンド・サステナブルに、UBS(Lux)マネー・マーケット・ファンド - 米ドルはUBS(Lux)マネー・マーケット・ファンド - 米ドル・サステナブルにそれぞれ名称を変更しました。

(注2) 円貨換算は、2022年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1オーストラリア・ドル=80.78円、1スイス・フラン=124.00円、1ユーロ=128.66円、1英ポンド=154.72円、1米ドル=115.44円および1カナダドル=90.43円)によります。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年4月28日に提出した有価証券届出書(2022年7月29日付の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。)(以下「原届出書」といいます。)について、2023年1月1日付で、ファンドの設立地における目論見書が変更され、投資対象、投資制限、手数料等及び税金、管理および運営等が変更されましたので、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

(注)下線または傍線部は訂正箇所を表します。

2【訂正の内容】

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(2) 投資対象

<訂正前>

UBSアセット・マネジメントは、各サブ・ファンドを、サステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類しています。各サブ・ファンドは、環境的および社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU)2019/2088第8条(1)に従い分類されます。

サブ・ファンドは、マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則(EU)2017/1131(以下「マネー・マーケット・ファンド(MMF)規則」といいます。)により定義されているマネー・マーケット・ファンドです。

(中略)

サブ・ファンドは、個々のサブ・ファンドの投資方針に別段の規定がある場合を除き、自身の純資産額の10%を上限として、既存のマネー・マーケット・ファンドに投資することができます。

発行体は、5の基準(1 - 極めて低い、2 - 低い、3 - 普通、4 - 高い、5 - 極めて高い)を用いて発行体を評価する企業自身のESGリスク勧告を用いてESGリスクについて評価を受けます。各サブ・ファンドは、UBS ESGリスク勧告全体が1から3の間にあり、サステナビリティ・フォーカス・ファンドにとって受け入れ可能なリスクであるとみなされる場合を除き、概して、(ESG統合の項に記載される)ESGリスク・ダッシュボードにおいて特定されるリスクのある企業発行体を除外します。

ポートフォリオ・マネージャーは、強力な環境的および社会的特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体を特定するために、UBS ESGコンセンサススコアを用います。かかるUBS ESGコンセンサススコアは、内部および認められた外部プロバイダーからのESGスコアデータの標準加重平均です。プロバイダー1社からのESGスコアデータのみによ拠する場合よりも、コンセンサススコアのアプローチは、サステナビリティ・プロファイルの質の妥当性を向上させます。

UBS ESGコンセンサススコアは、環境、社会およびガバナンス(ESG)に関して、かかる発行体のパフォーマンス等持続可能性要因を評価します。かかるESG特性は、発行体の業務の主要分野およびESGリスク管理の効率に関連します。環境および社会要因には、(とりわけ、)環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染・廃棄物管理、雇用基準やサプライチェーンの監理、人的資本、ボード・ダイバーシティ、職業安全衛生、製品安全性ならびに贈収賄および腐敗防止ガイドラインが含まれる可能性があります。

各サブ・ファンドの各投資対象は、UBS ESGコンセンサススコア(1~10の基準で、10が最高のサステナビリティ・プロファイル)を有します。サブ・ファンドの投資対象の51%以上は、UBS ESGコンセンサススコアの6から10を有します。すなわち、サブ・ファンドは、環境的特性、社会的特性およびコーポレート・ガバナンス特性を促進します。

一般投資方針に記載されるサステナビリティ排除方針に加えて、各サブ・ファンドはまた、社内分析が重大なマイナスの社会または環境リスクを伴うものとして強調する製品の製造または事業活動を行っている企業またはセクターを除外します。関連するサブ・ファンドは、タバコの生産、賭博、風俗、通常兵器または石炭により主な収益を得る企業または石炭ベースの電力を使ってその主な収益を得る企業への直接的な投資を行いません。

関連するサブ・ファンドは、確実な是正措置を講じずに、国連グローバル・コンパクトの原則に違反する企業への直接的な投資を行いません。

さらに、規則(EU)2020/852(「タクソノミー規則」)に基づき、SFDR第8第1項に従い環境的な特性を推進していると分類される金融商品は、2022年1月1日付で当該方針ならびにその投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかに関する説明に関して追加的な情報開示を行わなければなりません。ただし、信頼に値し、即時性があり、かつ検証可能なデータが存在しないため、サブ・ファンドは2022年1月1日現在、義務付けられている情報開示を行うことができません。サブ・ファンドは、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する投資を最小限の比率で行うことを確約しておりません。欧州の基準における持続可能な資金調達の側面が直近で変遷していることを考慮すると、管理会社が必要なデータを入手すればこのような情報は直ちに更新されます。設立国の目論見書の更新は、該当ある場合、金融商品を投資先とする投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかを記載するために行われます。

アクティブ運用されるサブ・ファンドは、パフォーマンス評価の参考として、以下のベンチマークを使用します。

(中略)

社内の信用の質に関する評価

(中略)

方法、モデルまたは主たる前提が変更された場合、可能な限り早急に新たな社内の信用の質に関する評価が実行されます。管理会社は、社内の信用の質に関する評価が一貫して適用されていることおよび独立したリスク管理手続きが用意されていることを確保するため、社内の信用の質に関する評価を継続的に監視します。また、管理会社は、毎年、社内の信用の質に関する評価手続きをチェックし、このチェックの結果を管轄政府機関が入手することができるようにします。

ESGインテグレーション

(後略)

<訂正後>

UBSアセット・マネジメントは、各サブ・ファンドを、サステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類しています。各サブ・ファンドは、環境的および/または社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU)2019/2088(以下「SFDR」といいます。)第8条に従います。環境的および/または社会的特性に関する詳細は本書の「別紙」に記載されます(SFDR規制技術基準 第14条(2))。

サブ・ファンドは、マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則(EU)2017/1131(以下「マネー・マーケット・ファンド(MMF)規則」といいます。))により定義されているマネー・マーケット・ファンドです。

(中略)

サブ・ファンドは、個々のサブ・ファンドの投資方針に別段の規定がある場合を除き、自身の純資産額の10%を上限として、既存のマネー・マーケット・ファンドに投資することができます。

アクティブ運用されるサブ・ファンドは、パフォーマンス評価の参考として、以下のベンチマークを使用します。

（中略）

社内の信用の質に関する評価

（中略）

方法、モデルまたは主たる前提が変更された場合、可能な限り早急に新たな社内の信用の質に関する評価が実行されます。管理会社は、社内の信用の質に関する評価が一貫して適用されていることおよび独立したリスク管理手続きが用意されていることを確保するため、社内の信用の質に関する評価を継続的に監視します。また、管理会社は、毎年、社内の信用の質に関する評価手続きをチェックし、このチェックの結果を管轄政府機関が入手することができるようにします。

各サブ・ファンドは、その純資産の20%を限度として、付随的流動資産を保有することができます。20%の上限は一時的に超えることができますが、例外的に不利な市況によりその必要が生じた場合およびかかる違反が受益者の利益を考慮して正当化される場合に必要不可欠な期間に限られます。かかる制約は、デリバティブ金融商品のエクスポージャーをカバーするために保有される流動資産には適用されません。2010年法第41（1）条の基準を満たす銀行預金、短期金融商品またはマネー・マーケット・ファンドは、2010年法第41（2）b）条の意味する範囲における付随的流動資産としての適格性を有しません。付随的流動資産への投資は、要求払い銀行預金（経常的支払いまたは例外的な支払いに即時に対応可能な、銀行の当座預金口座に保管される現金等）または2010年法第41（1）条に基づく適格資産への再投資に要する期間もしくは不利な市況により必要不可欠となる期間に限られなければなりません。サブ・ファンドは、単一の機関の要求払い預金にその純資産総額の20%を超えて投資することはできません。

ESGインテグレーション

（後略）

(5) 投資制限

<訂正前>

(前略)

1. ファンドが認可している投資

(中略)

1.3 各サブ・ファンドは、付随的に流動資産を保有することができます。

2. リスク分散

(中略)

2.3 上記の特例として、以下が適用されます。

(a) 2.1項に記載された5%の制限は、EU加盟国に所在し、当該特定国において債務証券保有者の保護を確保するための公的機関の健全性に関する特別な監督の対象となる単一金融機関が発行する特定の債務証券については、10%まで引き上げることができます。特に、かかる債務証券の発行により得られた資金は、法律に従い、債務証券の存続期間中に生じた債務を十分にカバーし、発行体の倒産の場合、元本および利息の支払について優先権を有する資産に対して投資されなければなりません。一つのサブ・ファンドが単一発行体が発行する当該債務証券にその純資産額の5%を超えて投資する場合、かかる投資対象の総額は当該サブ・ファンドの純資産額の40%を超えることができません。

(中略)

5. 短期金融商品を裏付資産とする特別な技法および金融商品

(中略)

原則として、トータル・リターン・スワップには以下が適用されます。

() 直接および間接的な業務コスト/報酬を控除した、トータル・リターン・スワップによって達成されたネット・リターンの100%がサブ・ファンドに送金されます。

(後略)

<訂正後>

(前略)

1. ファンドが認可している投資

(中略)

1.3 各サブ・ファンドは、付随的に流動資産を保有することができます。

2. リスク分散

(中略)

2.3 上記の特例として、以下が適用されます。

(a) 2.1項に定める最大5%の制限は、欧州議会/理事会指令(EU)2019/2162の第3条(1)に定義されるカバード債券およびEU加盟国に本拠地を有し、かつ債券の保有者を保護するために当該特定国において公的機関の特別な健全性監督に服する金融機関が2022年7月8日より前に発行した債券については、10%まで引き上げることができます。特に、かかる2022年7月8日より前に発行された債券の発行により得られた資金は、法律に従い、債務証券の存続期間中に生じた債務を十分にカバーし、発行体の倒産の場合、元本および利息の支払について優先権を有する資産に対して投資されなければなりません。一つのサブ・ファンドが単一発行体が発行する当該債務証券にその純資産額の5%を超えて投資する場合、かかる投資対象の総額は当該サブ・ファンドの純資産額の40%を超えることができません。

(中略)

5. 短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および金融商品

(中略)

原則として、トータル・リターン・スワップには以下が適用されます。

() 直接および間接的な業務コスト/報酬を控除した、トータル・リターン・スワップによって達成されたグロス・リターンの100%がサブ・ファンドに送金されます。

(後略)

4 手数料等及び税金

(4) その他の手数料等

<訂正前>

(前略)

管理会社は、ファンドの販売業務をカバーするために手数料を支払うことができます。

ファンドの収益および資産につき徴収されるすべての税金(特に年次税)も、ファンドが負担します。

(中略)

各サブ・ファンドの投資方針の条項に基づき他の既存のマネー・マーケット・ファンドに投資することができるサブ・ファンドについて、サブ・ファンドおよび当該対象ファンドの双方において、費用が発生することがあります。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬の上限は、全ての販売手数料を考慮し3%です。

(後略)

<訂正後>

(前略)

管理会社は、ファンドの販売業務をカバーするために手数料を支払うことができます。

管理会社またはその代理人は、投資者に直接リベートを支払う場合があります。リベートは、関係する投資者に帰属するコストを削減するものです。

リベートは、以下の場合に許可されます。

- ・ 管理会社またはその代理人の報酬からリベートが支払われ、サブ・ファンドの資産を追加的に損なうことがない場合
- ・ 客観的な基準に基づきリベートが付与される場合
- ・ 客観的な基準を等しく満たし、リベートを要求するすべての投資者に対してリベートが同程度に付与される場合
- ・ リベートにより、リベート付与の対象となるサービスの質が向上し(例えば、サブ・ファンドの資産増加に寄与することで、資産のより効率的な運用が可能になり、サブ・ファンドの清算の可能性が低下し、および/またはすべての投資者が比例按分で負担する固定費が減少する場合など)、かつ、すべての投資者がサブ・ファンドの報酬およびコストを公平に負担する場合

リベート付与の客観的な基準は、以下のとおりです。

- ・ リベートの対象となるサブ・ファンドの受益証券クラスの投資者が保有する資産総額

以下の追加の基準が適用される場合もあります。

- ・ 投資者が保有するUBS集団投資スキームの資産総額、および/または
- ・ 投資者が居住する地域

管理会社またはその代理人は、投資者の要求に応じて、該当するリベートの金額を無償で開示するものとします。

ファンドの収益および資産につき徴収されるすべての税金(特に年次税)も、ファンドが負担します。

(中略)

各サブ・ファンドの投資方針の条項に基づき他の既存のマナー・マーケット・ファンドに投資することができるサブ・ファンドについて、サブ・ファンドおよび当該対象ファンドの双方において、費用が発生することがあります。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬(成功報酬を除きます。)の上限は、全ての販売手数料を考慮し3%です。

(後略)

第2 管理及び運営

1 申込(販売)手続等

<訂正前>

(イ) 海外における申込(販売)手続等

(受益証券の発行および買戻しに共通して適用される条件)

(中略)

「営業日」とは、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)をいいます。ただし、12月24日および31日、ルクセンブルグおよびスイスにおける個々の法定外休日および/またはサブ・ファンドの純資産の半分以上を評価している証券取引所および市場がある国々の通常の公休日を除きます。

(中略)

(海外における申込(販売)手続等)

(中略)

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、注文日後3日以内(以下「決済日」といいます。)にサブ・ファンドのために保管受託銀行の口座へ払い込まれます。

(後略)

<訂正後>

(イ) 海外における申込(販売)手続等

(受益証券の発行および買戻しに共通して適用される条件)

(中略)

「営業日」とは、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)をいいます。ただし、1月2日、12月24日および31日、ルクセンブルグおよびスイスにおける個々の法定外休日および/またはサブ・ファンドの純資産の半分以上を評価している証券取引所および市場がある国々の通常の公休日を除きます。

(中略)

(海外における申込(販売)手続等)

(中略)

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、注文日後3営業日以内(以下「決済日」といいます。)にサブ・ファンドのために保管受託銀行の口座へ払い込まれます。

(後略)

2 買戻し手続等

<訂正前>

(イ) 海外における買戻し手続等

(中略)

資本移動に関する外国為替管理もしくは制限等の法律規定または保管受託銀行の支配の及ばないその他の状況により、買戻請求が提出された国への買戻金額の送金が不可能とならない限り、買戻しのために提出されたサブ・ファンドの受益証券の価額は、注文日後3日以内(「決済日」)に支払われます。

(後略)

<訂正後>

(イ) 海外における買戻手続等

(中略)

資本移動に関する外国為替管理もしくは制限等の法律規定または保管受託銀行の支配の及ばないその他の状況により、買戻請求が提出された国への買戻金額の送金が不可能とならない限り、買戻しのために提出されたサブ・ファンドの受益証券の価額は、注文日後3営業日以内(「決済日」)に支払われま

す。

(後略)

4 資産管理等の概要

(5) その他

<訂正前>

(前略)

(へ) 指数提供者

(中略)

ベンチマーク規則

販売目論見書の日付においてサブ・ファンドがベンチマークとして使用する指数(規則(EU) 2016/1011(以下「ベンチマーク規則」という。))に基づき定義される「使用」)は、以下の者により提供されます。

- () ベンチマーク規則第36条に従ってESMAが保管するベンチマーク管理者登録簿に記載されるベンチマーク管理者。ベンチマークがESMAのベンチマーク管理者登録簿または第三国のベンチマーク登録簿に含まれる管理者によって提供されるか否かについての最新情報は、<https://registers.esma.europa.eu/>で入手可能です。
- () ベンチマーク(経過規定)の条項(EU離脱規定)に基づき承認されたベンチマーク管理者(英国ベンチマーク規則)2019(以下「英国ベンチマーク規則」といいます。))の条項に基づき第三国のベンチマーク管理者のステータスを有し、FCAが保管するベンチマーク管理者登録簿(にて参照可能。)に記載されるベンチマーク管理者。および/または、
- () ベンチマーク規則第36条に従ってESMAが保管するベンチマーク管理者登録簿に記載されておらず、ベンチマーク規則に含まれる経過規定に該当するベンチマーク管理者。

ベンチマーク管理者の移行期間およびベンチマーク規則の条項に基づきベンチマーク管理者が管理者として承認または登録を受けなければならない期限は、ベンチマーク管理者の登記上の所在地ならびに関連するベンチマークの分類に拠ります。

ベンチマークに重大な変更が生じた場合またはベンチマークが停止された場合、管理会社は、ベンチマーク規則第28条(2)で要求されるとおり、かかる場合に取りべき措置を含む書面による危機管理計画を有しています。受益者は、管理会社の登記上の事務所において当該危機管理計画について無料で相談することができます。

<訂正後>

(前略)

(へ) 指数提供者

(中略)

ベンチマーク規則

販売目論見書の日付においてサブ・ファンドがベンチマークとして使用する指数(規則(EU)2016/1011(以下「ベンチマーク規則」という。))に基づき定義される「使用」は、以下すべてまたはいずれかのベンチマーク管理者が提供します。

- () ベンチマーク規則第36条に従ってESMAが保管するベンチマーク管理者登録簿に記載されるベンチマーク管理者。ベンチマークがESMAのベンチマーク管理者登録簿または第三国のベンチマーク登録簿に含まれる管理者によって提供されるか否かについての最新情報は、<https://registers.esma.europa.eu/>で入手可能です。
- () ベンチマーク規則に規定される第三国のベンチマーク管理者の地位を有しており、かつ、FCAが保管する管理者およびベンチマークの登録簿(この登録簿は<https://register.fca.org.uk/BenchmarksRegister>で入手可能である。)に記載されている英国の2019年ベンチマーク(変更および移行規定)(EU離脱)規則(以下「英国ベンチマーク規則」という。)に基づき認可を受けたベンチマーク管理者。
- () ベンチマーク規則に基づく移行措置が適用されるため、ESMAが保管する管理者およびベンチマーク登録簿にまだ記載されていないベンチマーク管理者。

ベンチマーク管理者の移行期間およびベンチマーク規則の条項に基づく管理者として認可または登録を申請しなければならない期間は、関係するベンチマークの分類およびベンチマーク管理者の住所地の両方によってきまります。

ベンチマークに重大な変更が生じた場合またはベンチマークが停止された場合、管理会社は、ベンチマーク規則第28条(2)で要求されるとおり、かかる場合に取りべき措置を含む書面による危機管理計画を有しています。受益者は、管理会社の登記上の事務所において請求することにより危機管理計画について無料で相談することができます。

以下の内容が「別紙」として追加されます。

別紙 - SFDR関連情報

規則(EU)2019/2088第8条第1項、第2項および第2a項ならびに
規則(EU)2020/852第6条第1項において言及される
金融商品に関する契約前の情報開示

商品名: UBS (Lux) マネー・マーケット・ファンド-オーストラリア・ドル・サステナブル/
UBS (Lux) マネー・マーケット・ファンド-スイス・フラン・サステナブル/
UBS (Lux) マネー・マーケット・ファンド-ユーロ・サステナブル/
UBS (Lux) マネー・マーケット・ファンド-英ポンド・サステナブル/
UBS (Lux) マネー・マーケット・ファンド-米ドル・サステナブル
法人識別番号: 549300Q1EQEQZCGKLO51/549300887HKEFGJ02957/549300JBK3DRP34Z565/
549300BCEFLDPCXBHM27/549300U26201Q1F7CT72

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーは、規則(EU)2020/852に定められる分類システムであり、環境的に持続可能な経済活動の一覧を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧は定めていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

環境的および/または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか?

はい

いいえ

以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限): ___%

- EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動
- EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

社会目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限): ___%

環境的/社会的(E/S)特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも10%の比率で以下の持続可能な投資を行う

- EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資
- EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資
- 社会目的を有する持続可能な投資

E/S特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない



この金融商品により、いかなる環境的および/または社会的特性が促進されるか?

この金融商品により以下の特性が促進される。

・サブ・ファンドの投資対象の51%以上は、UBS ESGコンセンサススコアの6から10を有する。

持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？**

上記の特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロフィールを有する投資ユニバースについて発行体/企業を特定するためにUBS ESGコンセンサスコアを用いる。このUBS ESGコンセンサスコアは、内部および認められた外部プロバイダーからのESGスコアデータの標準加重平均である。プロバイダー1社からのESGスコアに依拠する場合よりも、コンセンサスコアのアプローチは、サステナビリティ・プロフィールの有効性の確信度を高める。

UBS ESGコンセンサスコアは、環境、社会およびガバナンス(ESG)の側面に関して、関連する発行体/企業のパフォーマンス等の持続可能性要因を評価する。かかるESGの側面は、発行体/企業が事業を展開している主要分野およびESGリスク管理におけるその有効性に関連する。環境要因および社会要因には、(とりわけ)環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染・廃棄物管理、労働基準およびサプライチェーンの監視、人的資本、ボード・ダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに詐欺防止および汚職防止のガイドラインが含まれる可能性がある。

サブ・ファンドの各投資対象は、UBS ESGコンセンサスコア(0~10の基準で、10が最高のサステナビリティ・プロフィール)を有する。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は、この金融商品により促進される一または複数の環境的および/または社会的特性に貢献することである。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？**

ポートフォリオ・マネジャーは、この金融商品の投資ユニバースに除外(エクスクルージョン)事項を適用している。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」に記載されている。

除外事項には、一般炭採掘および一般炭中心のエネルギー生産ならびにオイル・サンドが含まれる。UBSアセット・マネジメントは、非人道的兵器(すなわち、クラスター弾、対人地雷、化学兵器および生物兵器)に関与している企業または核兵器不拡散条約に違反している企業に投資しない。

投資は、この金融商品により促進される環境的および/または社会的特性に応じてポジティブ・スクリーニングがなされる。

—— **持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？**

ポートフォリオ・マネジャーは独自のESGリスク・ダッシュボードを用いており、ダッシュボードにより、株式アナリストおよび信用アナリストは、「UBS ESGリスク・シグナル」で重大なESGリスクがある企業を迅速に識別することが可能となる。この明確で実用的なシグナルは、かかるリスクの根源および投資案件とのつながりに関するより綿密な分析の出発点となる。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

—— 持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？(詳細)

国際連合グローバル・コンパクト(UNGC)の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していない企業は、投資ユニバースから除外される。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資はEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？

- ✖ 考慮する。ポートフォリオ・マネジャーは、この金融商品の投資ユニバースに除外(エクスクルージョン)事項を適用している。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」に記載されている。

除外事項には、一般炭採掘および一般炭中心のエネルギー生産ならびにオイル・サンドが含まれる。UBSアセット・マネジメントは、非人道的兵器(すなわち、クラスター弾、対人地雷、化学兵器および生物兵器)に関与している企業または核兵器不拡散条約に違反している企業に投資しない。

ポートフォリオ・マネジャーは独自のESGリスク・ダッシュボードを用いており、ダッシュボードにより、株式アナリストおよび信用アナリストは、「UBS ESGリスク・シグナル」で重大なESGリスクがある企業を迅速に識別することが可能となる。この明確で実用的なシグナルは、かかるリスクの根源および投資案件とのつながりに関するより綿密な分析の出発点となる。

国際連合グローバル・コンパクト(UNGC)の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していない企業は、投資ユニバースから除外される。

考慮しない。



投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション:

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連する持続可能性要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになり、またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証

券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

・ 企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性がある持続可能性要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを組み合わせたUBS内部のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。

・ 企業以外の発行体の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ/ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

ファンド特有の除外事項：

発行体は、5の基準（1－極めて低い、2－低い、3－普通、4－高い、5－極めて高い）を用いて発行体を評価する企業自身のESGリスク勧告を用いてESGリスクについて評価を受ける。各サブ・ファンドは、UBS ESGリスク勧告全体が1から3の間にあり、サステナビリティ・フォーカス・ファンドにとって受け入れ可能なリスクであるとみなされる場合を除き、概して、（ESG統合の項に記載される）ESGリスク・ダッシュボードにおいて特定されるリスクのある企業発行体を除外する。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」に記載されている。

- **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？**

この金融商品により促進される一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

サブ・ファンドの投資対象の51%以上は、UBS ESGコンセンサススコアの6から10を有する。

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、一または複数の結合要素が計算される。

- **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

該当なし。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

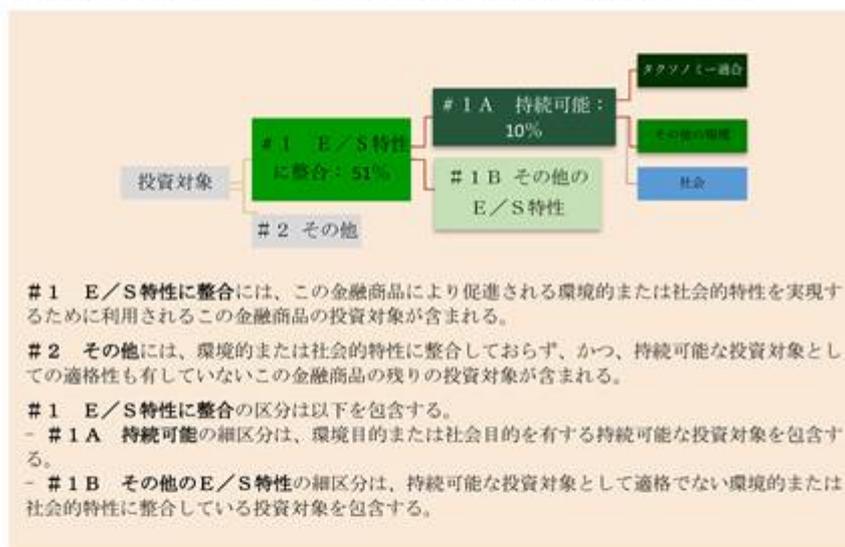
- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す資本的支出（CapEx）
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費（OpEx）

● 投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告について見ることが含まれる。

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

この金融商品により促進される環境的および/または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は51%である。この金融商品の持続可能な投資対象の最低比率は10%である。



● この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

この金融商品により促進される特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソノミーに適合しているか？

タクソノミー規則第9条に定められる一または複数の環境目的に関するデータならびにこの金融商品の原投資がタクソノミー規則第3条に基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動に対してどのようにおよびどの程度行われているか（以下「タクソノミー適合投資」という。）に関するデータは収集することができていない。そのことから、この金融商品のタクソノミー適合投資は0%である。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

以下の2つのグラフは、EUタクソミーに適合している投資対象の最低割合を録(本書に該当箇所はありません。)で示している。ソブリン債*のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。



● トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか?

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低比率に対する確約はない。



EUタクソミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか?

この金融商品は、環境的に持続可能であり、EUタクソミー適合ではない経済活動に投資するが、これは必要とされる施行法規がないことならびに特に投資先企業が提供する必要なタクソミー関連データおよび明確に規定された計算方法がないことによる。この金融商品は、最低比率の持続可能な投資を目標としており、環境目的はEUタクソミーに適合していない0%以上である。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか?

この金融商品は、0%以上の比率の社会的持続可能な投資を目標としている。

どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか?

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要なとされるデータを入力することができない有価証券も含まれることがある。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および/または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか?

この金融商品がこの金融商品の促進する特性に整合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

は、EUタクソミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するための指数である。

- **参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に整合するのか？**

該当なし。

- **投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？**

該当なし。

- **指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？**

該当なし。

- **指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいか？**

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができる。